

愛知自治体キャラバン実行委員会
代表 森谷光夫様

扶桑町長 鯖瀬 武

※鯖は魚へんに青が正しい表記です
※正しく表示されないため
実行委員会注記追加

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書に
対する回答書について

みだしの件について、下記のとおり回答します。

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃から住民のいのちとくらしを守り、福祉の向上にご尽力いただきありがとうございます。
愛知自治体キャラバンは、45年を経過しました。この間、子ども医療費無料制度は18歳までの完全無料化が入院100%、外来91%まで到達しました。また、介護保険における「要介護者の障害者控除の認定書発行」の拡大や改善、任意予防接種では、帯状疱疹ワクチンの定期接種化、妊産婦健診事業など拡充されています。関係者のみなさまのご理解とご協力に感謝いたします。

国民の生活は窮乏しています。連続する「物価高騰」、米不足と「高値」は国民生活に打撃を与え、さらに、介護・国保・後期高齢者の保険料と介護利用料・医療費自己負担が重くのしかかっています。また、骨太方針2025では、「全世代型社会保障改革」の名の下、11万床の病床削減やOTC類似薬の保険外し等が盛り込まれ、国民負担増がすすめられようとしています。

すでに、病院の7割が赤字、人手不足と重なり「医療崩壊」が懸念されます。訪問介護事業所の経営を圧迫し、廃止・倒産が増加し、利用者が介護サービスを制限されるなど「介護崩壊」も深刻です。また、マイナ保険証一本化にむけた、健康保険証の廃止に伴う医療や介護現場と患者利用者の混乱も深刻です。

つきましては、「いのち・暮らし・社会保障」の拡充を最優先に、制度の改善に向け、以下の陳情項目の実施に、前向きなご回答をお願いいたします。また、訪問の折には、自治体のご意見ご要望について率直な意見交換を期待しております。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】自治体DX推進は、住民の福祉の増進と人権保障のために行ってください。

- ① 情報システム標準化のもとでも自治体独自の施策を維持・拡充してください。

【回答】

標準化作業において、出来る限り現状維持を図りながら進めています。

- ② 住民の手続きへのフォローや問合せへの対応、従来の申請書類を残すなど住民それぞれの事情に応じたアクセスの保障など、住民のデジタルデバインド(情報格差)への対策を講じてください。

【回答】

現状の手続き等を残しながら DX を推進し、取り残される者が出ないようにフォローをしながら進めていきます。

【2】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障

★(1)介護保険料・利用料など

①介護保険の第9期事業計画を見直し、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

【回答】

第9期介護保険事業計画における介護保険料の見直しは行いません。
本町において、介護保険料は、所得水準に応じた13段階で設定し、国の基準に合わせ、第1段階から第3段階において保険料の軽減を行っています。

②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

【回答】

収入が一定期間減少した世帯等に対し、期間を限定し保険料の減免制度を実施しております。継続して収入が減少し、生活保護法第8条に規定する基準に相当する世帯となる場合は、保険料の減免対象となります。

③介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

生活保護法第8条に規定する基準に相当する世帯となる場合は、保険料の減免制度を実施しております。

④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

利用料の減免については、社会福祉法人減免制度により、低所得者対策を進めております。

⑤介護保険施設、介護付き有料老人ホーム、グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。

【回答】

国や近隣市町の動向を注視し、情報を収集していきたいと考えております。

(2)介護保険サービス

①要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス(「現行相当サービス」)が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。

【回答】

介護予防の訪問と介護予防通所介護については、従来相当サービスが必要な方には継続的に利用していただいております。

②福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

【回答】

要支援1・要支援2及び要介護1と認定された方に係る福祉用具貸与についてはその状態像から使用が想定しにくい一部の福祉用具は原則として算定することができません。

しかしながら、利用者の身体状況から対象外の貸与が必要な方には例外的に利用することが可能となっております。ケアマネジャーと連携を図り、適切に利用ができるようにしております。

★(3)訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備

①介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対する財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。

【回答】

国が示す介護報酬単価の基準に基づき介護報酬を算定しておりますので、町独自の財政支援は考えておりません。

②特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

【回答】

特別養護老人ホームの待機者の状況、近隣の入所系施設の整備状況などを踏まえ、事務を進めてまいります。

③要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望にそうようにしてください。

【回答】

特例入所については、ホームページにより説明をしております。また、特例入所の適用については、入所判定基準により内部で検討会を開催し適切な判断に努めています。

★(4)介護人材確保

①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

【回答】

国の制度である介護職員等処遇改善加算の制度を活用し、介護職員の処遇改善につなげていきたいと考えます。

②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

【回答】

介護職員の配置基準については、国の基準により適切に配置が行われるよう周知に努めたいと考えます。

③ 8時間以上の長時間労働を是正してください。

【回答】

介護職員の夜勤体制については、国の基準により適切に行われるよう周知に努めたいと考えます。

④ 夜勤体制についての実態調査を実施してください。

【回答】

近隣市町の動向を注視し、情報を収集していきたいと考えております。

(5)高齢者福祉施策の充実

★①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

【回答】

聴力機能の低下がみられる聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象でない方を対象とした「扶桑町難聴高齢者補聴器購入費助成事業」を令和6年4月から始めています。

満65歳以上、両耳の聴力レベルが30dB以上70dB未満又は片耳の聴力レベルが70dB以上で、他方の耳の聴力レベルが30dB以上70dB未満で、補聴器及び付属品の購入に要する費用の2分の1相当のうち、町民税の非課税世帯は30,000円、課税世帯は15,000円を上限に助成するものです。

なお、現時点において、加齢性難聴に対する無料検診事業については実施する考えはありません。

②サロン、認知症カフェ、高齢者の居場所づくり(たまり場)事業への助成を拡充してください。また、介護予防にかかる地域支援事業に必要な事業費を確保してください。

【回答】

閉じこもり予防のための「地区サロン事業」について社会福祉協議会へ委託し、運営支援、情報交換会の開催、講師謝礼等に対する年間2万円までの助成などを実施しております。

★③買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。

【回答】

高齢者、要介護等認定者、障害者などの外出支援はタクシー初乗り料金の助成事業を行っております。今年度より近隣にある江南厚生病院、総合犬山中央病院、さくら総合病院への通院時に初乗り料金を一度に2回分利用できるよう助成事業の拡大をしました。

また乗り合い送迎サービスのチョイソコふそうの運行を行っております。

(6)認知症高齢者の福祉施策の充実

★①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。

【回答】

認知症施策として、認知症になっても住み慣れた地域で暮らせるよう支援できる仕組みとして、認知症サポーターの養成や認知症等の方への見守り事業等を行っております。また、第10期扶桑町高齢者保健福祉総合計画の策定において、認知症施策推進計画を盛り込む予定です。

②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。

【回答】

認知症の方への「賠償保障制度」については、実施市町の状況を参考にその動向を注視し、情報収集に努めてまいります。

③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

【回答】

認知症の早期発見・早期治療のために初期集中支援チームを設置し、地域包括支援センターと連携し相談支援をしています。認知症無料検診は行っておりませんが、近隣市町の動向を注視し、情報収集に努めてまいります。

★(7)障害者控除の認定

①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度 A 以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

【回答】

要支援2、要介護1～3で一定の条件を満たす方を障害者(所得税法施行令第10条第1項第7号該当)、要介護4、5で一定の条件を満たす方を特別障害者(所得税法施行令第10条第2項第6号該当)と位置づけております。

一定の条件は、主治医意見書、認定調査票から判断し、対象者を認定しております。現在のところ認定者すべてを対象者にすることは考えておりません。

「障害者控除対象者認定書」の送付は、近隣の動向を確認し、今年度より申請により必要な方に送付させていただくように変更させていただきます。一度申請いただければ翌年度以降は申請不要で送付する対応を予定しております。

2. 国保の改善

★(1)保険料(税)の引き下げ

①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

【回答】

国保税の徴収は、国保財政の根幹を担うものであり、加入者の方々が将来にわたって安心して医療サービスを受けるためには、総医療費の推移や加入者数の動向などの諸状況に応じた適正な税率を設定する必要があります。

②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。

【回答】

当町においては、基金を設置していません。また、剰余金(前年度繰越金)については、その全額を次年度歳入に計上しています。

★(2)保険料(税)の減免制度

①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

令和元年度から所得減少幅の大きい世帯に対して、18歳以下の子どもの均等割を半額とする減免制度を実施しております。

②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

上記のとおりです。

③収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。

【回答】

現在実施している減免方法(前年所得要件400万円以下、当年所得減少割合を3分の2以下)を維持し、減免割合の改善は考えておりません。

★(3)保険料(税)滞納者への対応

①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。

【回答】

必要な医療を受けていただけるよう、滞納者であっても特別療養費制度を実施していません。

②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

【回答】

生活実態をお聞きするために短期保険証を6か月の期限のものにし、窓口にお越しの際に納付の相談をさせていただいております。なお、滞納処分の停止及び不納欠損処理については地方税法に基づき適切に執行しております。

③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。

【回答】

差押えについては、国税徴収法に基づき適切に執行しております。

(4)傷病手当金・出産手当金

①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

【回答】

町単独での傷病手当金・出産手当金制度の創設は、考えておりません。

(5)一部負担金の減免制度

①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

【回答】

一部負担金の減免制度については、現状の制度を継続していきます。

②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周

知してください。

【回答】

制度の案内は、町広報紙、納税通知書同封の案内文書の中に一部掲載しております。

★(6)資格確認書の発行

①国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。

【回答】

現在、マイナ保険証をお持ちの方は、資格確認書ではなく、資格確認のお知らせを発行しており、全加入者を対象とする自動発行は考えておりません。

なお、例外的に、要配慮者については、マイナ保険証所持者であっても、申請により資格確認書を発行しています。

3. 生活保護・生活困窮者支援

(1)生活保護制度

★①物価の高騰、特に米や光熱費など生活必需品の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。

【回答】

当該事務は扶桑町で行わないため、本要望については県に伝えさせていただきます。

★②生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。

【回答】

相談しやすい環境づくりに心がけております。生活保護について丁寧に説明をした上でお渡ししております。

★③「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。

【回答】

相談しやすい環境づくりに心がけております。尾張福祉相談センターと連携し、助けを必要としている方の目線にたって、状況をしっかり聞き取り速やかな対応に努めます。

④住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

【回答】

当該事務の実施主体については、扶桑町ではないため、本要望につきましても県に伝えさせていただきます。

⑤ 熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。

【回答】

当該事務の実施主体については、扶桑町ではないため、本要望につきましても県に伝

えさせていただきます。

⑥扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

【回答】

当該事務の実施主体については、扶桑町ではないため、本要望につきましても県に伝えさせていただきます。

⑦車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくなるようにしてください。

【回答】

当該事務の実施主体については、扶桑町ではないため、本要望につきましても県に伝えさせていただきます。

★⑧ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準(標準)を守り、不足することのないよう増員してください。

【回答】

当該事務の実施主体については、扶桑町ではないため、本要望につきましても県に伝えさせていただきます。

⑨女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。

【回答】

当該事務の実施主体については、扶桑町ではないため、本要望につきましても県に伝えさせていただきます。

⑩ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

【回答】

当該事務の実施主体については、扶桑町ではないため、本要望につきましても県に伝えさせていただきます。

⑪就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。

【回答】

当該事務の実施主体については、扶桑町ではないため、本要望につきましても県に伝えさせていただきます。

(2)生活困窮者支援

①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。

【回答】

当該事務の実施主体については、扶桑町ではないため、本要望につきましても県に伝えさせていただきます。

②任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。

【回答】

当該事務の実施主体については、扶桑町ではないため、本要望につきましても県に伝えさせていただきます。

③食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。

【回答】

当該事務の実施主体については、扶桑町ではないため、本要望につきましても県に伝えさせていただきます。

④熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください。

【回答】

令和6年度から事業を実施しております。

4. 福祉医療制度

★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】

現行の医療制度を維持していきたいと考えております。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

【回答】

子ども医療制度につきましては、令和4年9月診療分から助成対象をこれまでの中学校卒業年度末から高校卒業年度末まで拡大しました。なお、入院時食事療養費については、現時点では助成制度の創設は考えていません。

★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

【回答】

現在、精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の方の医療費助成は、全疾病を対象とし、手帳を所持していない方でも精神疾患の入院は、平成31年4月1日から1/2補助から全額補助に拡大しております。

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

【回答】

現行の医療制度の拡大は考えておりませんが、近隣市町の動向を注視し、情報収集に努めていきたいと考えております。

★⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

【回答】

現行の医療制度の拡大は考えておりませんが、近隣市町の動向を注視し、情報収集に努めていきたいと考えております。

5. 子どもの権利保障

(1) 子どもの権利を守る施策の推進

- ①教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【回答】

「無料塾」については町内小学校区単位で、小学3年生から小学6年生までの児童を対象として算数の基礎的学力定着のため土曜教室を開催しております。

- ②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。

【回答】

令和6年4月に設置し、必要な研修を受講するなど適切な運営に努めています。

(2) 就学援助制度の拡充

- ①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

【回答】

就学援助制度の対象は、生活保護基準額の1.2倍以下の世帯を対象としています。1.4倍以下の世帯については、継続して今後の研究課題と考えております。

- ②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

【回答】

クラブ活動費・オンライン学習通信費の支給は今後の研究課題と考えています。

- ③申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

【回答】

学校と市町村窓口のどちらでも受け付けています。年度途中の申請については、ホームページや子ども課と連携するなど、周知を図っています。

★(3) 子どもの給食費の無償化

- ①小中学校の給食費を無償にしてください。

【回答】

扶桑町では令和3年度より子育て世代の支援を目的として、義務教育期間にある児童生徒を3人以上養育している世帯の保護者に対し、第3子以降の児童生徒の学校給食費を無償化としています。

また、食材料費の高騰分に対する公費負担は、令和6年度に行っていた1食20円に令和7年度の給食費値上げ分30円を含め、小中学生1食50円の値上げ分に対して行っています。

他には、経済的な理由から学校給食費の支払いが困難な場合には、就学援助制度

により学校給食費を援助して、保護者の経済的負担軽減を行うなど、子育て支援を充実させて子育てしやすい町を目指しています。

ただし、近隣市町の状況と町財政を鑑みると、現在の第3子無償化事業及び食材料費の高騰分に対する小中学生1食50円の公費負担が適切であると判断しており、更なる負担増は難しいと考えています。

②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

【回答】

給食費の無償化は現在のところ考えていませんが、今年度は公立保育園においては給食費の一部補助(月320円)を実施しています。

★(4)子どもの権利を保障する保育の質の向上

①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が新たに加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。

【回答】

当町は令和6年度より、新しい基準を満たしています。

②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園(育休退園)にしないでください。

【回答】

少子高齢化が進展し子どもの数は減少傾向にあること、保育ニーズの多様化に伴う事業体制の構築が必要となっていること、施設の老朽化が進んでいることなどの課題があり、保育施設のあり方を検討していく必要があるものと考えています。

また育児休業については、3歳児以上に関しては子どもの発達からみて、集団生活を見につけていく年齢でもあるため育休事由でも受け入れています。未満児については受け入れ体制が十分ではないため退所してもらっています。

③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

【回答】

毎年、愛知県と指導監査を実施しており、適切に運用されていると確認しています。県の行政監査委に有資格者が同行し、実態の把握に努めています。

④乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施にあたっては、対象施設から営利事業者を除外し、事業を実施する施設には、定期的に訪問して実施状況や内容を確認するとともに、自治体の責任で指導・援助を行ってください。あわせて実施に向けた環境整備及び職員配置のために自治体独自で補助を行ってください。

【回答】

当町では、公立保育園1園において、今年8月から公設公営で実施しています。

6. 障害者・児施策

①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

【回答】

社会情勢や国の動向を鑑みながら考えてまいります。

★②どんな障害のある人も24時間365日、希望する地域で安心して生活できるよう、グループホームや入所施設等「暮らしの場」を拡充してください。また、グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助増額など自治体独自の上乗せ等をしてください。

【回答】

町単独での施設の充実は困難と考えております。必要な支援を受けられるよう愛知県に伝えていきます。

③夜間の職員体制を1フロア(ユニット)で常時複数配置できるように補助してください。医療的ケアも十分な体制が確保できるよう、常勤の看護師が配置できる独自の加算などを上乗せしてください。

【回答】

町単独での施設の充実が困難と考えております。必要な支援を受けられるよう愛知県に伝えていきます。

④居宅介護等の支給時間は、余暇利用を含め障害者・児が必要とする時間を支給してください。移動支援等の十分な人員を確保できるよう基本報酬を大幅に増額してください。

【回答】

申請時において本人、家族に十分に聞き取りの上、適切な時間を話し合い支給しております。

⑤障害福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。また、障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件を本人収入に限ってください。

【回答】

障害福祉サービスにおける公費負担は年々増加の一途を辿っております。困窮されている方にはその都度対応しております。また収入要件につきましては、町単独での要件設定は困難であり国の定めた世帯の範囲とさせていただいております。

★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【回答】

原則は介護保険利用を優先しておりますが、本人の意向と障害福祉サービスの必要性を見極めた上で、一人ひとりに合った支援を行っております。

★⑦家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起これない支援体制をとってください。また、障害者福祉施設等での虐待認定したケースを検証し、虐待が起これない支援策を講じてください。

【回答】

基幹相談支援センターと協働しながら支援体制の強化を図ります。施設等での虐待についても研修による職員のスキルアップや定期的な訪問等を検討していきます。

7. 予防接種

- ★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチン、妊婦や高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンの任意予防接種についての助成制度を設けてください。接種に係る自己負担については無料にしてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。

【回答】

満1歳以上7歳未満の者への流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチンならびに、50歳以上の者を対象にする带状疱疹ワクチンの任意予防接種については、既に自己負担額の一部助成制度を設けております。その他の助成要望については、国や近隣市町の動向に注視していきます。

- ★②高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンについて、定期接種の自己負担を引き下げてください。また、市町村が実施する定期接種対象者以外への任意予防接種事業を実施・再開・継続してください。また高齢者用肺炎球菌ワクチンの2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

【回答】

高齢者の肺炎球菌ワクチン、带状疱疹ワクチンにかかる定期接種の自己負担額等については、尾北医師管内で統一しております。(高齢者の肺炎球菌:2,000円、带状疱疹:不活化6,500円/生2,500円、いずれも各1回まで) 带状疱疹の任意予防接種助成については、前述のとおりです。高齢者肺炎球菌ワクチンは、75歳以上で過去に接種を受けたことがない方に助成をしております。ただし、2回目に接種については、近隣市町の動向を注視していきます。

8. 健診・検診

- ★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

【回答】

既に助成回数を2回に拡充しております。(令和4年度から)

- ★②5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。

【回答】

現在、事業実施に向けて近隣市町と共に先進事例にもとづいて勉強会を実施予定です。(事業開始の時期は未定)

- ③妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

【回答】

既に助成対象を妊婦、もしくは産婦としております。(令和4年度から)

- ④保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

【回答】

歯科衛生士については、事業ごとに必要な人員を配置し、報償費を支払うことで対応しております。常勤の複数配置については、近隣市町の動向等を注視していきます。

9. 地域の保健・医療

①地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。

【回答】

機会の都度、要望してまいります。

②自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。

【回答】

医療従事者の確保対策として、尾北看護専門学校の運営費に補助を行い、地域医療従事者の養成に努めています。

③保健所・保健センターの保健師等スタッフを増員してください。

【回答】

保健師等スタッフについては、事業の状況等をふまえて必要な人員を要望・配置しております。

【3】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。

1. 国に対する意見書

①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。

【回答】

令和6年1月より出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の均等割及び所得割の保険料の免除制度が始まり、国も子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援を進めているところです。引き続き、機会がありましたら要望していきたいと考えております。

②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

【回答】

国においては、将来にわたり持続可能な年金制度の試算、設計をしていると考えておりますので、現時点では要望は考えておりません。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。

【回答】

介護保険制度の財政運営における国の負担を充実するよう、機会をとらえ国へ要望していきたいと考えます。

④介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

【回答】

介護労働者の処遇・人材育成・確保について、機会をとらえ国へ要望していきたいと考えます。

⑤加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。

【回答】

機会をとらえて、公的支援制度の創設を国へ要望していきたいと考えます。

⑥ 18歳までの医療費無料制度を創設してください。

【回答】

機会がありましたら要望していきたいと考えております。

⑦ 小中学校の給食費を無償にしてください。

【回答】

食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材である学校給食の食材費についても、義務教育段階においては無償化することが望ましいと考えているが、費用の面から扶桑町単独での全児童生徒の無償化については難しい。

そのため、国及び愛知県に対して、無償化について機会があれば要望していきたい。

⑧ 障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。

【回答】

障害を持った方々が安心して生まれ育った地域で生活できるよう近隣市町も含め広域に拠点整備をすることが必要と考えております。また、人材不足解消については報酬単価も踏まえ、必要な支援を受けられるよう愛知県に伝えていきます。

⑨ 医療・介護・福祉・保育など公的価格で働くケア労働者の処遇改善を国の責任で確実に実施し、ただちに全産業平均との格差をなくしてください。

【回答】

ケア労働者の実態把握に努め、状況に応じて処遇改善を要求していきたいと思っております。

【長寿介護課】

当町として、意見書を提出する予定はありません。【子ども課】

機会がありましたら要望していきたいと考えております。【戸籍保健課・福祉課】

2. 愛知県に対する意見書

① 国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。

【回答】

機会がありましたら要望していきたいと考えております。

② 加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。

【回答】

機会をとらえて、公的支援制度の新設を県へ要望していきたいと考えます。

③ 子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。

【回答】

機会がありましたら要望していきたいと考えております。

④ 学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。

【回答】

機会がありましたら要望していきたいと考えております。

⑤ 地域に必要な病床を確保し、感染症病床を増床してください。

【回答】

機会がありましたら、要望していきたいと考えております。

⑥地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。

【回答】

介護職員に対しての処遇改善加算がありますが、今後も機会があれば、要望をしていきたいと考えております。

以上